

諮問番号 令和2年度諮問第1号

答申番号 令和2年度答申第1号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

審査請求人〇〇〇〇（以下「請求人甲」という。）及び審査請求人〇〇〇〇（以下「請求人乙」という。）による国民健康保険税に係る3件の課税処分についての審査請求は棄却されるべきであるとの審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人甲は、平成29年3月13日に本市に転入し、平成31年4月11日に請求人乙に代わって世帯主となった。
- 2 請求人甲は、令和2年1月22日に庄和総合支所において春日部市国民健康保険被保険者資格取得届出(以下「届出」という。)をした。
- 3 処分庁は、令和2年3月10日付けで平成31年度国民健康保険税決定(更正)通知書を請求人甲あて(課税処分1)及び請求人乙あて(課税処分2及び課税処分3)に送付した。併せて、同日付で令和2年3月31日を納期限とする平成31年度国民健康保険税納税通知書を請求人甲及び請求人乙に送付した。
  - ・課税処分1 平成31年度国民健康保険税額(平成31年度分) 〇〇〇〇円
  - ・課税処分2 平成31年度国民健康保険税額(平成30年度相当分) 〇〇〇〇円
  - ・課税処分3 平成31年度国民健康保険税額(平成29年度相当分) 〇〇〇〇円なお、国民健康保険税は、世帯主に納税義務が生じるため、課税処分2及び課税処分3については、その当時世帯主であった請求人乙あてに、請求人甲の前年所得に応じた税額を追徴課税したものである。
- 4 請求人甲は、令和2年3月11日に課税処分1に係る国民健康保険税決定(更正)通知書を受け取り、令和2年5月1日付で課税処分1の取消しを求める審査請求書1を審査庁あてに提出した。
- 5 請求人乙は、令和2年3月11日に課税処分2及び課税処分3に係る国民健康保険税決定(更正)通知書を受け取り、令和2年5月25日付で課税処分2及び課税処分3の取消しを求める審査請求書2を審査庁あてに提出した。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

- 1 僅か20日間という短时日の内に多額の金銭を払えというが、簡単に払える金額ではなく、理由も明かされずに払える訳がない。法に則っているなら、その条文条項を示し、その理由を説明する責任がある。
- 2 請求人甲及び請求人乙は、市に対し実害を与えた訳ではなく、未加入期間の国民健康保険税を支払う義理も義務もない。3年間も遡り国民健康保険税を請求する妥当性がどこにあるのか。法は人によって運用されるものであり、杓子定規に運用するものではない。
- 3 請求人甲及び請求人乙に対する処分庁の弁明書の内容は、春日部市自治基本条例（平成21年条例第31号）に照らしても市民に真摯に向き合っているとは言えず、本件課税処分は違法である。

### 第4 処分庁の主張の要旨

下記の理由により、審査請求1及び審査請求2は、いずれも「本件審査請求は棄却する。」との裁決を求める。

#### 1 説明責任について

請求人甲が国民健康保険の加入手続をした際に、支所窓口で担当職員が3年間遡って国民健康保険税が請求される旨を口頭で説明している。また、請求人甲から、国民健康保険税が春日部市に転入した時点で遡及する理由を問われ、「国民健康保険税納税通知書サンプル（弁明書の添付書類）」を用いて、課税の根拠等を説明している。

なお、当該手続の場において、請求人甲から保険税額の概算や納期に関する質問はなかった。

#### 2 保険税の遡及賦課について

国民健康保険は、相互扶助の社会保険制度の一環として、他の社会保険制度と同様に強制適用とされており、市町村に住所を有する者は、一定の適用除外規定に該当しない限り強制的に当該市町村の被保険者とされる。

また、請求人甲及び請求人乙は、市に実害を与えた訳ではないと主張するが、本来納めるべき国民健康保険税を納めなかったことにより、国民健康保険の運用に充てることができなかった。

本市は、地方税法（昭和25年法律第226号）第703条の4及び春日部市国民健康保険税条例（平成17年条例第120号。以下「保険税条例」という。）第1

条の規定により、国民健康保険税を課税している。また、保険税条例第13条の規定により納税義務の発生した者には、その発生した日の属する月から、月割りをもって算定した額を課税することとしている。

請求人甲に係る国民健康保険税は、本来、平成29年3月分から納税義務が発生するが、地方税法第17条の5第3項により、賦課決定は法定納期限の翌日から起算して3年を経過した日以後については、課税することができない。平成28年度の本市の国民健康保険税の法定納期限は、平成28年8月1日であり、すでに3年を経過しているため平成29年3月分の賦課はしていない。

これに対し、平成29年度の国民健康保険税の法定納期限は平成29年7月31日であり、3年を経過していないことから平成29年度以後の国民健康保険税全額を賦課決定したものである。

### 3 納税通知書について

納税通知書は、地方税法第713条において、「…遅くとも、その納期限前10日までに納税者に交付しなければならない。」と規定されており、請求人甲及び請求人乙も認めているとおり、当該通知書は、納期限の20日前にあたる令和2年3月11日に請求人甲及び請求人乙に到達している。

## 第5 審理員意見書の要旨

### 1 結論

本件課税処分は、法令の規定に従い適正になされたもので、何ら違法または不当な点は認められない。

よって、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

### 2 判断の理由

#### (1) 本件に係る法令等の規定について

##### ① 被保険者資格

国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第5条において、「都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とする」と規定される。

法第6条に示す社会保険等公的医療保険への加入や生活保護受給等の除外規定に該当しない限りは、意思の如何に関わらず国民健康保険被保険者とする規定である。

② 資格取得日

法第7条において、「都道府県が行う国民健康保険の被保険者は、都道府県の区域内に住所を有するに至った日又は前条各号のいずれにも該当しなくなった日から、その資格を有する」と規定されている。

③ 届出義務及び期限

法第9条に「その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他…（中略）…事項を市町村に届けなければならない」と規定され、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第3条において、被保険者資格に変更のあった日から「14日以内」に届出しなければならないことが規定されている。

④ 保険税賦課

本市は地方税法第703条の4により国民健康保険税を賦課している。そして、保険税条例第1条にて課税の根拠を定め、第13条において、「その発生した日の属する月から、月割りをもって算定した額を課す」と、納税義務の発生を規定している。

⑤ 納税通知

地方税法第713条に、「納税通知書は、遅くともその納期限前10日までに納税者に交付しなければならない」と規定されている。

(2) 説明責任について

支所窓口において処分庁は、請求人甲に対し、課税の根拠を示して春日部市に転入した時点に遡及して賦課される旨を説明したことが認められる。よって、一定の説明責任は果たされている。

(3) 過年度納付について

法令の定めにより、請求人甲及び請求人乙は、本市に住所を有した日（転入日）から本市国民健康保険被保険者であるとともに、納税義務が発生している。

請求人甲及び請求人乙は「多額の金銭」と訴えるが、請求人甲及び請求人乙の前年所得に応じて適正に賦課されている。過年度賦課が加算されて高額となっているのは、請求人甲及び請求人乙の届出が遅れたことに起因するものである。

また、納税通知書は、遅くともその納期限前10日までに納税者に交付しなければならないところ、処分庁は、納期限である令和2年3月31日の21日前にあたる3月10日付で送付し、翌11日に請求人甲及び請求人乙が受領している。

## 第6 審査会の判断

### 1 争点ごとの判断及び理由

#### (1) 保険税の賦課決定について

第5の2の(1)に示されているとおり、請求人甲にあつては、本市に転入した平成29年3月13日から本市国民健康保険被保険者であるとともに、平成31年4月11日に請求人乙に代わって世帯主になった時点で本件課税処分に係る納税義務が発生している。

また、請求人乙にあつては、本市に住所を有した日から本市国民健康保険被保険者であるとともに、請求人甲が本市に転入した日から請求人乙が世帯主であった平成31年4月10日まで本件課税処分に係る納税義務が発生している。

#### (2) 納税通知について

本件課税処分では、令和2年3月10日付けで国民健康保険税決定（更正）通知書と国民健康保険税納税通知書が送付され、納付期限である令和2年3月31日の20日前に当たる令和2年3月11日には請求人甲及び請求人乙に届いており、地方税法第713条所定の期間内に審査請求人に交付されている。

#### (3) 本件課税処分に対する説明責任について

遡及賦課に係る窓口対応については、過去に遡り一括して課税されることとなるため、納付する市民の立場を理解し、課税内容や納税方法などについて分かりやすく説明することが望まれる。

この点につき、処分庁は、支所窓口において請求人甲に対し、課税の根拠を示して春日部市に転入した時点に遡及して賦課される旨を説明したことが認められる。

また、本件課税処分に係る国民健康保険税決定（更正）通知書には、請求人甲に係る保険税額を3年間遡って決定するに至った更正事由として、請求人甲の本市転入、世帯主の変更、被保険者資格取得届出の履歴などの事項が記載されており、請求人甲及び請求人乙が課税内容を了知できる程度の理由が示されている。

本件課税処分に係る国民健康保険税納税通知書においても、納税者の住所及び氏名、納付期限、納付税額と併せて、税額計算書には、医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分及び所得割額・均等割額の区分ごとの内容が記載され、裏面には、納税者が課税内容を理解できるよう用語の解説、区分ごとの税率、算定方法（簡易）、課税の根拠となる法令等の名称及び条項、納税の方法、納税の相談に関する問い合わせ先などを記載している。

以上のことから、本件課税処分に係る通知書には、関係法令等の規定に基づき必要な事項が記載されており、請求人甲及び請求人乙が課税内容を了知できる程度の理由が示されていると認められる。

(4) 春日部市自治基本条例との関係について

処分庁の弁明書の表現内容と本件課税処分の間に関連性はなく、同弁明書の表現内容が本件課税処分の違法性判断の結論を左右するものではない。

2 以上のことから、本件課税処分については、法令の規定に従い適正になされたもので、違法又は不当な点は認められない。よって、審査請求人の主張に理由がないことから、前記第1のとおり答申するものである。

## 第7 審査会における調査審議の経過

年月日	内容
令和2年 9月 2日	審査庁より諮問書を受理
令和2年10月 5日 (第1回春日部市行政不服審査会)	調査審議
令和2年11月 4日 (第2回春日部市行政不服審査会)	調査審議
令和2年11月26日	答申

春日部市行政不服審査会

会 長 佐 藤 英 善

委 員 石 井 久 雄

委 員 笠 原 光 雄

委 員 横 家 豪